

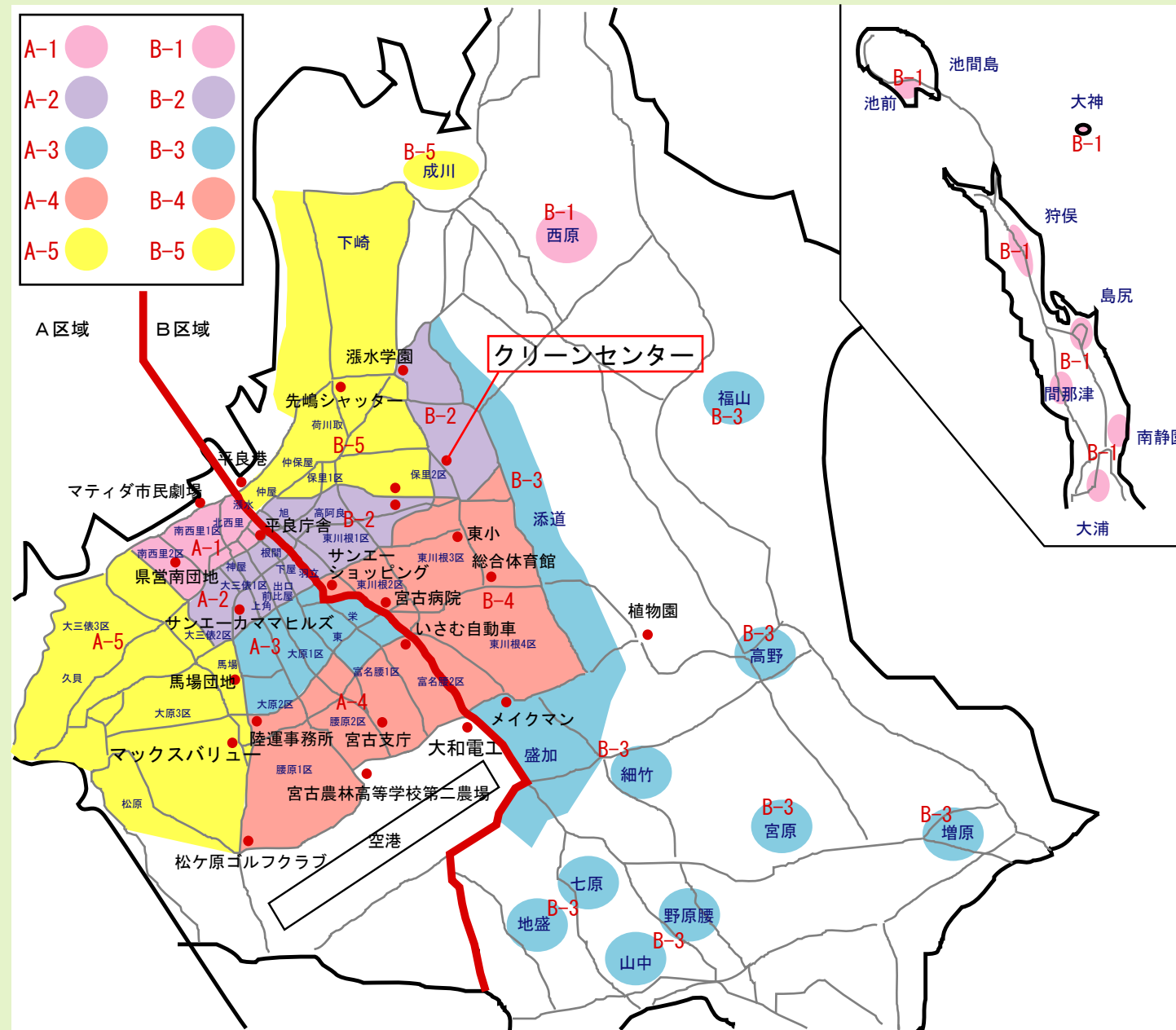
# 宮古島市からののお知らせ

4月1日からごみの収集が変わります。

●ごみを減らす工夫をしましょう。●ごみはきちんと分別しましょう。

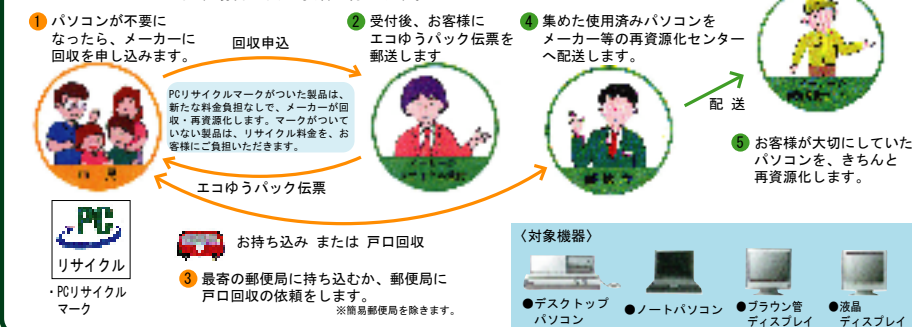
## ～地域別ごみ収集曜日一覧～

地区名	自治名	月	火	水	木	金	土
平良	A-1 南西里1区・南西里2区・北西里 漲水(一部)	燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ
	A-2 神屋・大三俵1区・根間・大三俵2区 上角・下屋・前比屋・出口・羽立(一部)	燃やせるごみ	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 白トレイ	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
	A-3 東・栄・大原1区・大原2区(一部)	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	
	A-4 大原2区(一部)・腰原1区・腰原2区 富名腰1区・富名腰2区	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	
	A-5 大三俵3区・大原3区・馬場・久貝 松原	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	
良	B-1 西原・大浦・島尻・大神・狩俣・池前 南静園	資源ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ
	B-2 羽立(一部)・旭・東川根1区・高阿良 保里2区(一部)	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 白トレイ	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック	
	B-3 七原・地盛・山中・野原越・盛加・細竹 宮原・高野・添道・福山	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	
	B-4 東川根2区・東川根3区・東川根4区	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	粗大・有害ごみ 第1・3・5	
	B-5 漲水(一部)・仲屋・仲保屋・保里1区 保里2区(一部)・荷川取・下崎・成川	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	
城辺	保良・七又・吉野・加治道・皆福 福東・福中	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ	
	比嘉・長北・長中・長南・吉田 西西・西中	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	
	福西・福北・福南・西東・仲原 新城	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ		燃やせるごみ
	下北・下南・砂川・友利	燃やせるごみ	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ
伊良部	伊良部・仲地・国仲・長浜 佐和田・サシバの里	燃やせるごみ	資源ごみ ピン・缶・金物・危険	燃やせるごみ	資源ごみ ペットボトル・白トレイ	燃やせるごみ	資源ごみ 新聞・雑誌 段ボール・牛乳パック
	池間添・前里添	資源ごみ ピン・缶・金物・危険	燃やせるごみ	資源ごみ ペットボトル・白トレイ	燃やせるごみ	資源ごみ 新聞・雑誌 段ボール・牛乳パック	燃やせるごみ
下地	与那覇・上地・洲鎌・来間	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ	
	入江・嘉手苅・高千穂・川満	燃やせるごみ	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ
上野	上野・名加山・宮国・大嶺	燃やせるごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類
	新里・高田・豊原・野原・千代田	資源ごみ 第1・3・5 ピン・缶・金物・危険 第2・4 ペットボトル・白トレイ・紙類	燃やせるごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	粗大・有害ごみ	燃やせるごみ



### 家庭の使用済みパソコンの出し方

平成15年10月から、「資源有効利用促進法」にもつきメーカーによる家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルをする「PCリサイクル」が開始されました。それに伴い、パソコンごみとして出すことが出来ません。ついでには資源有効利用のため、メーカーのリサイクルにご協力ください。パソコンメーカーへ出す場合は次の手順で行います。

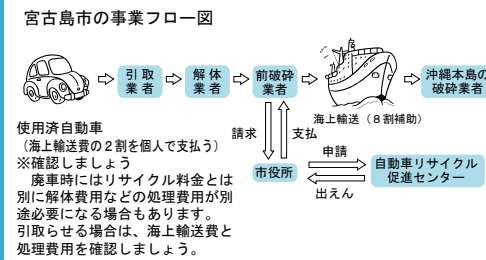


### 自動車リサイクル

平成17年10月1日から、離島対策支援事業が始まっています。離島対策支援事業とは、使用済み自動車を自動車リサイクル法に基づいてリサイクルする場合は、沖縄本島の破砕業者に海上輸送しなければなりません。

支援事業は、海上輸送費の8割を補助(財団法人自動車リサイクル促進センターからの出金)するもので、全国の離島市町村を対象に平成17年10月1日から開始されました。同事業によって、離島住民(自動車所有者)の負担が大幅に軽減されています。

- 宮古島市における事業概要
- ①使用済み自動車を引取業者等に引き渡す際、ユーザーは海上輸送にかかる費用の2割を支払います。
  - ②引取業者等は沖縄本島までの海上輸送費を立て替え、その費用を市に請求します。(ユーザー2割、引取業者等8割の負担)
  - ③引取業者等が立て替えた費用は、財団法人自動車リサイクル促進センターから入金され、市が引取業者等に支払います。
- ※事業の対象となる輸送費 宮古島市で前破砕処理し、沖縄本島の破砕業者に輸送した場合の輸送費が対象です。前破砕処理せずに輸送する車は対象になりません。



### 家電4品目の取扱い

家電リサイクル法(平成13年4月)により、家電のリサイクルが始まりました。家電4品目に関しては、ごみとしては出せませんので、不要になった場合は、購入した家電小売店等に引取りを依頼してください。その際には、リサイクル料金と収集・運搬料を負担する必要があります。また、適正にリサイクルされていることを証明する管理票(家電リサイクル券)を必ずもらってください。

